



平成29年(ネ)第1971号

平成28年(ワ)第7020号 債務不存在確認請求控訴事件

控訴人(一審被告) 大阪府理容生活衛生同業組合 労働組合

被控訴人(一審原告) 大阪府理容生活衛生同業組合



控訴理由書

2017年9月13日

大阪高等裁判所第6民事部 御 中

控訴人訴訟代理人

弁護士 藤 原

航



上記当事者間の頭書事件について、控訴人(一審被告—以下単に「被告」という)は、民事訴訟規則第182条に基づき、下記のとおり原判決の取消を求める理由書を提出する。なお、略称は原判決のとおりとする。

記

第1 本件事件の概要および原判決の骨子

- 1 本件は、被控訴人(一審原告—以下単に「原告」という)が、被告に対し、本件和解条項において本件義務を負っていないことの確認を求めている事案である。
- 2 原判決は、本件訴えは、現在における権利又は法律関係を審理の対象としているし、原被告間において、本件義務の存否を巡って紛争が顕在化してお

り、また、今後も本件義務の存否を巡って原被告間において紛争が生じるおそれがあるなどとして、確認の利益を認めた上で、本件和解条項の形式面のみを捉まえて、本件和解条項において本件義務を負っていない旨判示した。

- 3 しかしながら、本件訴えに確認の利益はないため、本件訴えは却下されなければならない。

また本件和解協定を取り交わした際のやりとり等を考慮すれば、本件和解条項には本件義務が含まれると解されるべきであるし、このことを明らかにするために必要不可欠な証人である平覚公益委員の尋問請求を、不当に却下した原審は訴訟手続に法令違反があったといわざるを得ない。

したがって、仮に確認の利益が認められたとしても、平委員の尋問が行われた上で、原判決は取り消され、原告の請求は棄却されなければならない。

第2 本件訴えに係る確認の利益がないこと

1 審理の対象が、実質は本件和解条項の解釈であること

原判決は、「本件訴えは、本件和解協定により、原告において、原告が従業員に対する労働条件の変更を行う際には、当該変更がやむを得ないと経営判断した具体的な根拠を、非組合員である労働者に対して説明を行う前に、被告に対して事前に具体的な根拠に基づいた協議を誠実に行わなければならないという法的義務（本件義務）が存在しないことの確認を求めるというものであって、現時点において、原告が被告に対して、本件義務を負っているか否かが問題となることからすると、本件訴えは、現在における権利又は法律関係を審理の対象とするものである」旨判示した（原判決10頁）。

しかしながら、これは誤りというほかない。

確かに、原告は、被告が2015年4月1日付で申し立てた不当労働行為救済申立事件（平成27年（不）第19号）において、2015年4月24日付で締結した本件和解条項について、本件義務を負っているなどと、無理に「現

在の権利関係」に引き直して構成しようとしている。

しかしながら、本件訴訟は、本件和解条項について本件義務が含まれると解釈されるものか否かであって、実質的には本件和解条項の解釈を審理の対象としようとするものにほかならない。

そうであるから、確認対象の選択として不適切というほかになく、確認の利益がないといえる。

2 即時確定の利益がない

(1) 確認の訴えが適法として認められるには、即時確定の利益、すなわち紛争解決のために確認判決が必要であり、かつ確認判決が紛争解決にとって適切であることが必要であるが、本件訴訟はこの即時確定の利益がない。この点、原判決は、「本件義務の存否を巡って紛争が顕在化しており、また、これらの事情に照らすと、今後も本件義務の存否を巡って原告被告間において紛争が生じるおそれがあると認められる」旨判示する（原判決10頁）。

ア 被告が申し立てている不当労働行為救済申立事件との関係

被告が大阪府労働委員会（以下「府労委」という）に対して2015年12月7日および2016年5月16日付で申し立てた不当労働行為救済申立書の内容をみるに、本件和解条項に関するところだけをみても、被告が不当労働行為に該当すると指摘しているのは、「本件和解条項の趣旨に反して、被告と団体交渉を行う前に、非組合員に対して就業規則の不利益変更の説明をし、同意を得ていた」という点だけではなく、「団体交渉において、本件和解協定の履行について誠実に協議していない」という点、
「団体交渉の場で今後も交渉を継続していくことが確認されたにもかかわらず、それを反故にして、突然、組合員および非組合員に対して、職員会議の場で、就業規則の不利益変更の説明をし、同意書への署名、押印を求めた」という点も含まれる（甲5の「救済を求める内容」1項、2項、4項（1）（2）および9頁参照、甲7の「救済を求める内容」1項、2項

および8頁, 9頁参照)。そのため, 本件和解条項の解釈が本訴において決定されたとしても, 本件和解条項に関する原告の行為の不当労働行為性がそれだけで決着することにはならない。

また被告は, 本件和解条項以外の部分, 例えば本件和解協定書の第2項の履行および西村朝雄によるパワーハラスメントに関する支配介入に関しても, 不当労働行為救済の申立の対象としている(甲5)。これらの行為の不当労働行為性については, 本件和解条項の解釈が前提となっているわけでは全くないから, これらの申立についても本件訴訟の確認判決は何ら紛争を解決するものではない。

したがって, 被告が申し立てている不当労働行為救済申立との関係でも, 紛争解決のために本件訴訟の確認判決が必要ではない。紛争解決にとって適切ともいえない。

イ 将来発生する「おそれ」のある紛争との関係

また原判決の指摘する紛争や混乱の「おそれ」が現実化するか否かは, そもそも現時点では不明であり, 未確定といわざるを得ない。もとより労使関係においては, 問題が生じた際に団体交渉をはじめとした協議を尽くしてその解決に当たるべきであり, その問題の性質, 内容によっては紛争まで至らないこともあり得ることである。また仮に紛争に至ったとしても, 紛争には様々な背景や経緯が関連しているのが常であるから, 本件和解条項の解釈のみを切り取って確認判決がなされても, それだけで解決に至るという保証はどこにもない。

したがって, 将来発生する「おそれ」のある紛争との関係においても, 「紛争」解決のために本件訴訟の確認判決が必要ではない。確認判決が「紛争」解決にとって適切ともいえず, 確認の利益を欠くというべきである。

(2) 原判決は, 「同救済命令事件の性質や審理内容等に鑑みれば, 同事件が府

労委に係属していることをもって、本件訴えに係る確認の利益が否定される
とはいえない」旨判示するが（原判決10頁）、これも以下述べるとおり、
誤りである。

被告が申立をしている不当労働行為救済申立事件が係属中であり（甲5，
甲7）、現在、その命令待ちの段階であって、不当労働行為の成否という対
象の中で、本件和解条項の解釈も議論されている。また原告が指摘するよう
に、かりに「将来の紛争」が現実化したとしても、その時点で被告が不当勞
働行為救済の申し立てをするか否か検討し、仮に申立をした場合に、不当勞
働行為の成否として判断されることになる。

すなわち、本件和解条項の解釈問題については、不当労働行為救済申立（ひ
いてはその後の取消訴訟）という確認訴訟以外の紛争解決形態が存在するの
であるから、解決手段として確認の訴えを選択することは適さない。

したがって、この点からしても、確認の利益がないというべきである。

第3 被控訴人は、本件和解条項に基づき、控訴人に対して本件義務を負っている こと

- 1 原判決が本件義務を認めなかった理由は、本件和解条項の形式面にあること
原判決は、本件和解条項について、①「同条項全体からすると、同条項中の
「事前に」という文言は、その前段にある「従業員の労働条件の変更を行う」
場合を指すと認めるのが相当であること」、②「同条項は、原告が行う事前の
説明について労働組合に属しない労働者と被告との先後関係について何ら記載
していないこと」、③「仮に、被告が主張するように、従業員の労働条件の変
更について、非組合員に対する説明の前に被告（労働組合）に対する説明が必
要とされるのであれば、当該条項中に「労働組合に属しない非組合員に対する
説明を行う前に」などの文言を挿入しなければ、その意を示したものにならな
いこと」という理由を挙げて、本件和解条項が本件義務の存在を前提とした内

容であると認めるのは困難である旨判示する。

このように、原判決が本件和解条項に本件義務が含まれないと判示した上記理由は、いずれも本件和解条項の文言の形式面のみを指摘しているに過ぎない。

しかしながら、文言の形式面のみを取り上げるのは真実を見誤るといわざるを得ない。法律行為の解釈について、伝統的な考え方は、取引安全の保護と相手方の信頼保護、当事者の帰責性を重視し、表示行為の有する社会的意味を客観的に明らかにすることであり、表意者の内心の意思がどうであったかを問題にしないとされているが、両当事者の意思が合致している場合には、両当事者が共通して考えていた意味で法律行為が成立する。このような考え方が現在の通説となっている（山本敬三「民法講義Ⅰ 総則（第三版）」有斐閣・135頁、内田貴「民法Ⅰ 総則・物権総論（第4版）」東京大学出版会・270頁他多数）。

すなわち、表示行為の有する社会的意味を客観的に明らかにするだけでは足りず、その法律行為をするに至った経緯や動機、和解締結時のやりとり等に照らして、両当事者の意図がどこにあったのか、丁寧に分析する必要がある。原判決はそのような視点が欠落していたといわざるを得ない。

本件においては、以下述べるとおり、本件和解条項の「事前に組合に示し」との記載は、組合に属していない労働者に対して説明を行う前に、被告に説明するとともに協議しなければならないという趣旨で両当事者の共通の認識であったと考えられる。そのため、同項はかかる趣旨で解釈すべきである。

2 本件和解条項の解釈について

(1) 平覚公益委員らからの説明

ア 被告に対する説明

被告は、平覚公益委員らから、上記のとおり、「事前に組合に示し」という趣旨は、この条項が、被告に属していない労働者に対して説明を行う

前に、被告に説明するとともに協議を誠実に行わなければならないという
意味であることについて説明を受け、それを納得したからこそ、本件和解
協定締結に応じるに至った（白田尋問調書5頁—これから単に「白田〇頁」
という）。

被告としても、文案を作成した公益委員らから、文案を示される際に、
そのような説明を受けていたのであるから、本件和解条項第1項は、被告
に属していない労働者に対して説明を行う前に、被告に説明するとともに
誠実に協議を行わなければならないという意味以外、解釈の仕様がなかつ
た（白田6頁）。

イ 原告に対する説明

平覚公益委員は、原告に対しても、上記のような説明、すなわちこの条
項が、被告に属していない労働者に対して説明を行う前に、被告と協議を
誠実に行わなければならないという意味である旨の説明をしたと考えられ
る（白田7頁）。

この点、原告は上記のような説明を受けていない旨指摘する。しかしな
がら、この原告の指摘は誤りである。そもそも、労働委員会の公益委員が、
原告と被告との間で、少なくとも和解協定の条項の解釈についての説明の
仕方を変えるということは考えられない。原告や被告に対する説明を確認
した一人である労働者側参与委員の山口芳彦氏の認識のとおり、平覚公益
委員は、原告に対しても、この条項が、被告に属していない労働者に対し
て説明を行う前に、被告と協議を誠実に行わなければならないという意味
である旨の説明したと考えるのが自然である（白田6頁、7頁）。

また都原理事長も、府労委の審問手続においても、原審の尋問期日にお
いても、上記のような説明を受けていない旨指摘していた（乙5、都原尋
問調書12頁—これから単に「都原〇頁」という）。しかしながら、この
都原理事長の証言は全く信用できない。本件和解協定には第2項も存在す

る。同項は西村学校長（当時）の白田氏に対するパワーハラスメント問題について、原告が被告と誠実に協議を行い、解決を目指すとするものである（甲1）。しかしながら、都原理事長は、審問の際に、本件和解協定を締結した当時、「西村学校長は、もうパワハラというのは、私は西村学校長は組合員には関係なし、個人の白田氏とのやりとりですから別」という認識であり（乙5・28頁）、さらに驚くべきことに、本件和解協定2項に規定されている「平成27年2月26日付けの内容証明郵便の内容」（乙6）の内容も把握せず（乙5・27頁）、本件和解協定を締結したのである。現時点においてすら、同内容証明郵便の内容及び本件和解協定第2項について、意味内容が把握できていない。それどころか、本件和解協定では、「西村氏のパワハラ問題についても解決を目指すものとする。それについても話し合わないといけないということになっていたんじゃないですか」という質問に対し、「いやそれはなかったですね。そういう話は聞いてません」などと回答し、本件和解協定第2項の存在自体、理解していない（乙5・29頁、30頁）。

都原理事長は、平公益委員らが当然説明し、当時は了承していたと考えられる同2項についても、現時点において、その内容はおろか、存在自体、認識していない。したがって、都原理事長は、本件和解協定締結にあたって、平公益委員らの説明を聞いていなかったか、既に忘れてしまっているのである。

また都原理事長は、原審の尋問において、組合員より前に労働組合に協議するという話は、労働者側からあり、本件和解協定を締結する前に協議したなどと供述しており（都原18頁、19頁）、本件和解条項を締結するに至る経緯について、記憶が混同しており、本件和解条項の内容について、平公益委員らの説明についても、既に忘れてしまっている可能性も否定できない。

(2) 原告のように解釈した場合、被告に何らのメリットがないこと

労働条件の不利益変更を行う際に、当該変更がやむを得ないと経営判断した具体的な根拠を組合に示して説明を行い、誠実に協議をしなければならないのは、誠実団交義務から当然に導かれるものである。仮に原告のように解釈すれば、本件和解協定の第1項は、被告にとって何らメリットがないことになる(乙4・5頁, 白田7頁)。

(3) 被告のように解釈した場合、原告にも被告にもメリットがあること

被告のように解釈した場合、被告とすれば、労働条件の不利益変更の際には、非組合員よりも先に、組合が説明を受けられるのであれば、使用者と先に交渉ができるというメリットがある。すなわち、被告が組織拡大をする上で大きな利点があるのである(乙4・6頁, 白田6頁)。被告はそのように考えて、本件和解条項第1項を受け入れ、協定を締結したのである。

原告としても、被告が甲10号証の第4項、すなわち就業規則の不利益変更には、被告の同意を必要とする旨の協約の締結を求め、不当労働行為救済申立までしている中で、同事件が取り下げられ、かつ、労働条件の変更に際し、被告の同意まで必要ではなく、非組合員に対して説明を行う前に、被告と協議を誠実に行うことで足りるのであるから、メリットがあったというべきである(白田7頁)。

(4) 本件和解協定に至る経緯等に照らしても、被告のように解釈することが自然であること

もともと被告は、原告に対して、甲10号証の協定書を示し、労働協約締結のすりあわせをしていたところ、本件和解協定の第1項と関係する箇所として、甲10号証の第4項の締結を求めていた。すなわち、就業規則の不利益変更には、被告の同意を必要とする旨の協約の締結を求めていたのである。

2015年3月4日の事務折衝において、原告が一旦受け入れる旨表明しておきながら、同月12日の事務折衝ではそれを翻して、同条項の締結には

応じない旨述べたため、被告は、やむなく、同年4月1日に不当労働行為救済申立をするに至った（甲2）。この時も被告は、甲10号証の第4項と同趣旨の協定締結を求めている（甲2・「6 請求する救済の内容」参照）。そして、同月24日には、前述したとおり、本件和解協定を締結して、同申立事件を取り下げるに至った。

仮に原告のように解釈した場合、被告には何らメリットがないのであるから、本件和解協定を締結するはずがなければ、わざわざ申し立てた不当労働行為救済申立事件を、急いで取り下げることもなかった。白田自身、「基本的に労働組合と使用者が誠実に協議をしないといけないということは、労働組合法上も定められておりますし、それをわざわざ文言にするということで和解をするということは、あり得ない」と述べている（白田7頁）。

就業規則の不利益変更の際し、被告の同意までは求められなくても、非組合員よりも先に、被告に説明されるのであれば、非組合員よりも先に交渉ができ、組織拡大にもメリットがあると考えたからこそ、被告は妥協して本件和解協定に応じ、同申立事件を取り下げるに至ったのである。

（5）被告が原告の対応に逐次抗議をしていること

原告が、非組合員に対して労働条件の不利益変更についての説明をしたことが発覚した2015年9月30日の翌日である同年10月1日の団体交渉で、既に被告は原告に対し、本件和解協定の第1項に違反している旨指摘して、原告に対して抗議をしていた（白田8頁）。その後、同年10月7日には、被告が原告に対し、本件和解条項の解釈及び非組合員に対して労働条件の変更について説明をし、そのうえで同意書も取得したことについて、抗議の通告書を送付している（甲3）。

このように被告は、当初から一貫して上記のとおり解釈の認識をもとに原告に対して速やかに抗議を行っており、この事実からしても被告が上記のとおり納得をして本件和解協定を締結したことが明らかである。

(6) 現状では被告は労働条件の変更に際、非組合員よりも前に原告に説明していること

2017年1月5日に、原告が被告に対して、定期昇給の要求、年間一時金の要求を行った(乙8の1)。これに対して、被告からはまず回答期限の延期がなされた後(乙8の2)、一時金については、今後基本給に支給率を乗じた額の算定に今後移行する方向にて検討中」と記載された回答書が被告から原告に対して提出された(乙8の3)。その後、原告からの定期昇給の要求、年間一時金の要求については、原告被告間で速やかに協定が締結された(乙8の4、乙8の5)

すなわち、現状では、原告被告間で定期昇給の要求、年間一時金の要求等金銭に絡む問題も問題なく合意に至っている上、被告は原告に対し、非組合員よりも前に労働条件の変更の可能性を通知しているのであって(乙8の6、白田9頁)、現状としては、本件和解条項どおりの運用になっている。

(7) 小括

以上述べたとおり、本件和解条項の「事前に組合に示し」との記載は、組合に属していない労働者に対して説明を行う前に、組合に説明するとともに、協議しなければならないという趣旨で両当事者の共通の認識であった。

3 平覚公益委員の証人尋問の却下決定について

(1) 被告は、前述したとおり、本件和解条項の「事前に組合に示し」との記載は、被告に属していない労働者に対して説明を行う前に、被告と誠実に協議を行わなければならないという趣旨で両当事者の共通の認識であり、同項はかかる趣旨で解釈すべきである旨主張している。

そして、被告は、平委員から本件和解条項の「事前に組合に示し」との記載は上記趣旨であるという説明を受け、納得して甲1号証に記名押印したのであって、平委員の尋問は、被告にとっては最重要の証拠である。

このように被告の主張にとって重要な意義を有する証人であるから、被告としては、書面による尋問ではなく、通常の尋問を実施したいと考えていた。

(2) 原審において、原告および被告が、平覚公益委員の証人尋問を申請し、裁判所も平委員の尋問の必要性を認めて、一旦、証拠採用し、期日を指定した上で、民訴法191条1項に基づいて、府労委に対して、平委員の証人尋問実施についての承認を求めた。しかしながら、府労委は不承認という意見を述べたため、原裁判所はこれを受け入れ、被告の平委員に係る証人尋問請求を却下するに至った。

(3) 原審における訴訟手続きの法令違反

ア 民訴法191条1項の「当該監督官庁」は府労委ではない

府労委と公益委員の関係性において、府労委が「当該監督官庁」に該当することはない。府労委が公益員に何らかの監督権限を有しているわけではなく、公益委員は独立しているのである（日本評論社「コンメンタール民事訴訟法IV」（第1版）秋山幹男他編著、167頁）。そうであるとすれば、原審は、平覚公益委員に直接、民訴法191条1項の承認を求めるべきであったというべきである。

それにもかかわらず、何ら承認を求める必要がない府労委の不承認をもって、平委員の証人尋問を却下した原審には、訴訟手続上の法令違反が認められる。

イ 民訴法191条2項の除外事由には該当しないこと

民訴法191条2項は、「前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない」旨規定されているが、本件事案の場合、和解の当事者である、原被告の双方が平委員に和解の経緯や和解の場におけるやりとりについての尋問を求めている以上、「公共の利益を害」することにはならないし、本件で和解の過程を明らかにしたとしても、他の事件に波及するものではなく、

「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」に該当しないため、不承認は許されないといわざるを得ない。

また府労委の原審裁判官宛の2017年4月26日付「証人尋問の証人について」と題する書面には、「承認いたしません」という結論のみが記載されている。府労委として、本件尋問請求が、何故「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」に該当すると考たか、その判断過程について何ら示されていない。

それにもかかわらず、「当該監督官庁」の不承認があったものとして取り扱った原審には、訴訟手続上の法令違反が認められる。

(4) 小括

したがって、当審において、平委員の証人尋問を、民訴法191条の規定に則って、再度とりおこなわれるべきである。

第4 結語

以上述べたとおり、原判決は、訴訟要件の判断のみならず、実体審理の手続き・判断に誤りがあるといわざるを得ない。

したがって、本件訴えは速やかに却下されなければならない。仮に確認の利益が認められたとしても、平委員の尋問が行われた上で、原判決は取り消され、原告の請求は棄却されなければならない。

以上